

# サイエンスファクトリー企画運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

ものづくりの根幹である科学技術の奥深さ、すばらしさを伝え、その理解の促進を図るため、佐賀のものづくりをテーマとした県内最大級のイベントであるSAGAものスゴフェスタ10のタイアップイベントとして、第2回サイエンスファクトリー（仮称）を開催する。

については、本事業を円滑に実施するため、公募型プロポーザル方式により業務委託先を選定することとし、本要領に基づき、サイエンスファクトリー企画運営等業務について意欲ある事業者を募集する。

## 2 委託業務の内容

- (1) 業務の名称 サイエンスファクトリー企画運営等業務
- (2) 業務の内容 別添業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年6月28日（金曜日）まで
- (4) 委託上限額 3,674千円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 3 実施スケジュールと内容

### (1) スケジュール

令和6年2月26日（月曜日）	県ホームページでの公募開始
令和6年3月4日（月曜日）17時	仕様書に対する質問書提出期限
令和6年3月8日（金曜日）	仕様書に対する質問書回答期限
令和6年3月4日（月曜日）17時	参加資格確認申請書提出期限
令和6年3月8日（金曜日）	参加資格確認の通知期限
令和6年3月19日（火曜日）12時	提案書等提出期限
令和6年3月22日（金曜日）	プレゼンテーション・審査会
令和6年3月26日（火曜日）	審査結果通知
令和6年4月初旬	契約

### (2) 質問書の受付

仕様書に対する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ次により提出すること。

- ① 提出書類 ・仕様書に対する質問書（様式第1号）・・・1部
- ② 提出期限 令和6年3月4日（月曜日）17時まで ※必着
- ③ 提出場所 佐賀市城内一丁目1番59号（新館9階）  
佐賀県産業労働部ものづくり産業課 研究開発推進担当
- ④ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（必着）によること。

（注）電子メールの場合は、送信後に着信確認の電話をすること。また、  
郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- ⑤ 質問書に対する回答は、令和6年3月8日（金曜日）までに通知する。原則として、本件プロポーザル参加者全員に質問と回答内容を共有するが、質問内容が提案予定の企画に密接に関係するものは、共有しない場合もある。

### (3) 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書を持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- ① 提出書類
  - ・参加資格確認申請書（様式第2号）・・・1部
  - ・誓約書（様式第3号）・・・1部
  - ・会社概要（パンフレットで可）・・・7部
- ② 提出期限 令和6年3月4日（月曜日）17時まで ※必着
- ③ 提出場所 佐賀市城内一丁目1番59号（新館9階）  
佐賀県産業労働部ものづくり産業課 研究開発推進担当
- ④ 提出方法 持参又は郵送（必着）によること。

（注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- ⑤ 参加資格の確認結果は、令和6年3月8日（金曜日）までに通知する。

### (4) 提案書等の受付

- ① 提出書類
  - ・提案書（任意様式）・・・7部  
※事業の企画案、実施運営体制、実施スケジュール等を含むものとする  
こと。
  - ・見積書・・・・・・・・・・7部  
※見積価格は審査における評価項目の1つであるため、企画内容と  
経費の関係がわかる内訳を記載すること。
  - ・実績書（様式第4号）・・・7部
- ② 提出期限 令和6年3月19日（火曜日）12時まで ※必着
- ③ 提出場所 佐賀市城内一丁目1番59号（新館9階）  
佐賀県産業労働部ものづくり産業課 研究開発推進担当
- ④ 提出方法 持参又は郵送（必着）によること。

（注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- ⑤ 提案書等の取扱い
  - ・本件プロポーザルの提案に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。
  - ・提出された提案書等は、返却しない。
  - ・提案書の受領後、県が必要であると判断した場合には、補足資料等を  
求めることがある。

### (5) プレゼンテーションの開催

- ① 日 時 令和6年3月22日（金曜日）（予定）  
※開始時刻は参加者に別途連絡する。
- 場 所 佐賀県庁 新館9階 中南会議室（予定）
- ② 実施方法 参加者は、事前に提出した提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。  
※プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、  
事前に担当部署まで申し出ること。ただし、パソコンは持参すること。

#### (6) 審査会の開催

- ① 審査員は、別に定める評価基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- ② 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- ③ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。
- ④ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の協議の上、審査委員長が最優秀提案事業者を決定する。
- ⑤ 審査結果については、各提案事業者へ個別に通知する。
- ⑥ 業務委託先の決定については、県ホームページに掲載する。

#### 4 参加要件

本件プロポーザルは単独提案により行うものとし、プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、⑦の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- ① 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制を整えていること。
- ② 事業の目的達成のために必要な企画・立案・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- ⑥ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は、第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑧ 佐賀県内に本店、支店等を有すること。支店等の場合は、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員が50人以上の者。

## 5 業務の委託契約

- (1) 審査会により選定された最優秀者と担当課は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることがある。
- (2) 提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (3) 最優秀提案事業者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

## 6 契約の締結

令和6年4月初旬（予定）

## 7 その他

### (1) 契約保証金

- ① 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- ② 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ③ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められると場合。

### (2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

### (3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が行った場合
- ② 本件プロポーザル手続きについて不正行為を行った場合
- ③ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- ④ 1人で2以上の提案をした場合
- ⑤ 代理人でその資格のない場合
- ⑥ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

- ⑦ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
  - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合
- (4) プロポーザル手続きの中止
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。
- ① 参加事業者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
  - ② 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。
- (5) 参加事業者に求められる義務
- ① 参加事業者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - ② 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。
  - ③ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。
- (6) 留意事項
- ① 本件プロポーザルは、令和6年2月佐賀県定例県議会において本業務に係る予算の議決が得られなかった場合は、中止する。プロポーザルを中止する場合は、県ホームページで公表する。
  - ② 参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに下記の問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 8 問い合わせ先

佐賀県産業労働部ものづくり産業課 研究開発推進担当  
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
TEL：0952-25-7129 FAX：0952-25-7282  
E-mail:monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp

## 9 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム ([https://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00319144/index.html](https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html)) に基づき、本件プロポーザル手続きに係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。